

山梨県生涯学習推進センターにおける
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月19日
山梨県生涯学習推進センター

山梨県生涯学習推進センター交流室の利用等については、県の「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」に則り、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、次のとおり行うこととする。業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの遵守も併せて行うこととする。

【3密の回避】

1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

○生涯学習推進センターが入居している山梨県防災新館は、ビル管理法における空気環境の調整に関する基準に適合しているが、交流室には窓がないため、30分に1回休憩を取り入れ、出入口のドアを開放するとともに、扇風機等により、換気を行なうように周知する。

○学習等に支障が無いようであれば、常時出入口のドアを開放状態としておき、常時換気を行なうように周知する。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

○交流室の利用はすべて予約制であるため、予約時に利用人数や利用内容を確認して、過度に人が密集することが無いように周知する。

○交流室の利用の際には、新定員を遵守するように周知する。

○利用施設は、センター主催講座を除き、交流室B及び交流室Cとするが、交流室Aについては、7月1日より利用を認める。

○センター主催講座においては、事前の申込み者以外の受講は制限する。

3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

○各交流室の利用人数を制限する。机1台につき1名とし、縦横最低1mの対人距離を確保する。

○出入口が1カ所のため、最低1mの対人距離を確保しながら入退室する。

○至近距離での会話を避けるように周知する。

○利用が終了したら速やかに退所するよう要請する。

○各部屋の定員

交流室A 通常定員63名 新定員18名

交流室B 通常定員42名 新定員12名

交流室C 通常定員42名 新定員10名

なお、交流室B及びCにおいては席の配置が決まっていない場合は、一人あたりの専有面積を4㎡確保して、20名とする。

【その他の感染防止対策】

4 マスクの着用

○来館者や利用者には、マスクの着用を遵守するために、着用が無い場合は入館室を制限する。

5 手洗い・手指消毒

○事務室及び各交流室の出入口に手指消毒液を設置し、来館者及び利用者に対して、入館室前に手指の消毒を要請する。

○交流室利用後、利用者による複数の人の手が触れる箇所等（机、椅子の背もたれ、ドアノブなど）を洗剤や漂白剤などを用いて清拭消毒を行うように周知する。

6 体調チェック

○来館者や利用者に対しては、自宅での検温を必ず行なってもらうとともに、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐、下痢等の症状がある場合は、来館や利用を控えるように要請する。

7 対面接客

○来館者や利用者等の窓口対面接客においては、対人距離の確保や透明ビニールカーテン（飛沫感染防止）などで遮蔽する。

【職員の衛生・体調管理】

8 マスクの着用

○職員は、マスクの着用を遵守する。

9 手洗い・手指消毒

○職員は業務開始時、他者の接触が多い場所に触れた後やトイレ利用後などには、必ず手指を消毒する。

10 体調チェック

○職員に対し、業務開始前に体温や体調の確認を行う。また、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐、下痢等の症状がある場合は、出勤を停止する。

【その他】

11 チェックリストの作成・確認

○ガイドラインを遵守しているか確認をするため、具体的な方法や手順などを定めたチェックリストを作成して、毎日の確認を行う。